

広島中央環境衛生組合監査公表第1号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成28年度定例監査を実施し、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、次のとおり公表する。

平成28年9月28日

広島中央環境衛生組合監査委員	山崎幹雄
同	中平好昭
同	信谷俊樹

定例監査結果報告書

第1 監査の対象

課名	主要科目	対象期間
業務2課	需用費（燃料費、光熱水費、修繕料）及び委託料	平成27年度（平成28年5月末現在）
業務3課	需用費（燃料費、光熱水費、修繕料）及び委託料	平成27年度（平成28年5月末現在）

第2 監査の実施期間

平成28年8月15日から平成28年9月20日まで

第3 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、財務に関する事務が、条例及び規則等に則り、適正かつ効果的に執行されているかを主眼として、関係資料の検査・照合により審査するとともに、関係職員からの説明聴取により実施した。

第4 監査の結果

業務2課

1 燃料費、光熱水費について

- (1) 最終処分場で使用する重機に用いる軽油は、税負担軽減措置を受けており、経費削減対策が講じられていた。
- (2) 電気料金については、電力自由化に伴い、契約方法の見直し等、経費の削減について検討されたい。

2 修繕料、委託料について

- (1) 入札に係る登録業者の名簿が適切に管理されていなかった。契約事務取扱要綱に基づき適切な事務の執行に努められたい。
- (2) 契約に係る保証金について、免除資格のない者の保証金を免除していた契約が2件あった。契約規則に基づき適切な事務の執行に努められたい。
- (3) 契約事務に係る通知文に公印省略の記載がなされていなかった。文書事務取扱規程に基づき適切な事務の執行に努められたい。
- (4) 入札執行から契約締結までに6日以上要した契約が2件あった。契約規則に基づき適切な事務の執行に努められたい。
- (5) 1回の支払いが50万円以上の単価契約の検査調書が作成されていなかった。50万円以上支払う場合は、その都度、検査調書の作成が必要である。検査事務取扱要綱に基づき適切な事務の執行に努められたい。

3 その他

軽易な事務処理誤り等については、その都度、監査時に口頭で指摘した。

業務 3 課

1 燃料費、光熱水費について

- (1) 最終処分場で使用する重機に用いる軽油は、税負担軽減措置を受けており、経費削減対策が講じられていた。
- (2) 竹原安芸津環境センターで使用する電力は、電力会社と 3 年契約を締結することで基本料金の割引適用を受けていた。電気料金については、電力自由化に伴い、所管する全ての施設を含め契約方法の見直し等、経費の削減について検討されたい。

2 修繕料、委託料について

- (1) 入札に係る登録業者の名簿が適切に管理されていなかった。契約事務取扱要綱に基づき適切な事務の執行に努められたい。
- (2) 公印押印の承認手続きについて、起案書の作成を行わない不適切な手続きが見受けられた。公印規程に基づき適切な事務の執行に努められたい。
また、総務課においても、公印押印を承認する際には同じく公印規程に基づき適切な事務の執行に努められたい。

3 その他

軽易な事務処理誤り等については、その都度、監査時に口頭で指摘した。

第 5 監査意見

監査結果のとおり、事務の一部に改善・検討を要する事項が認められたため、それぞれ必要な措置を講じ、適正な事務執行に努められたい。当組合は、住民の日常生活にとって必要不可欠な一般廃棄物処理事業を運営している。今後とも、効果的で効率的な予算の執行及び関係法令等に従った適正な事務事業の執行に努められたい。